

令和元年度千葉県生活習慣に関するアンケート調査の概要

第1 調査の名称

千葉県生活習慣に関するアンケート調査

第2 調査の目的

県民の健康に係る生活習慣の現状を把握し、健康や医療に関する課題を明らかにし、今後の健康づくり施策の推進等に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

第3 調査範囲

1 調査対象者

層化無作為により抽出した千葉県内在住の満15歳以上の男女16,000人（男性8,000人、女性8,000人）

2 対象抽出方法と対象地域・人数

県内54市町村を調査対象地域とする。県内を保健所圏により16に分類し、各保健所圏の標本数を1,000人とし、人口に応じて標本数を保健所圏内で比例分配し、住民基本台帳を利用して調査地域から一定のサンプル抽出を行う。

人口データは、調査前年4月1日現在の千葉県年齢別・町丁字別人口を使用する。

第4 調査事項

1 調査項目

県民の健康に係る生活習慣に関すること。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 健康の状況 | (8) 歯の健康の状況 |
| (2) 栄養・食生活の状況 | (9) がん検診の状況 |
| (3) 身体活動・運動の状況 | (10) 健康診断の状況 |
| (4) 地域のつながりの状況 | (11) 病気の状況 |
| (5) 休養・心の健康の状況 | (12) 健康に関する情報の状況 |
| (6) 喫煙の状況 | (13) 受動喫煙の防止の状況 |
| (7) 飲酒の状況 | |

2 調査項目の決定について

健康づくり支援課が調査項目（案）を作成し、健康ちば地域・職域連携推進協議会で協議の上、決定することとする。

第5 調査の方法

郵送法（郵送配布－郵送回収）

調査対象者に調査票を郵送し、同封した返信用封筒にて回収する。

第6 調査時期

1 調査周期

調査は原則として隔年実施するものとする。

2 調査の基準日

調査年の11月1日とする。

第7 結果の公表

千葉県統計調査条例第8条に基づき、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。